



令和8年度 佐倉市定住人口維持増加活動支援事業  
(空き家バンク等子育て世帯等定住促進補助事業)



佐倉市では、空き家の利活用を促進し、定住人口の維持・増加と地域の活性化を図ることを目的に、市外在住の子育て世帯等が、空き家バンクに登録されている空き家、又は、1年以上使用されていない空家等を購入して、居住するために必要なリフォーム工事を行う場合、その工事費用の一部を補助します。

※本事業は**事前申請**となり、工事着工済のものは対象外となります。**必ず工事着工前に補助申請をしてください。**

<p>補助対象者</p>	<p>次のいずれにも該当する者(購入した空き家の所有者の3親等以内の親族である者を除く)</p> <p>(1) 市外在住の子育て世帯等が、自ら居住するために、継続して1年以上空き家となっているものを新たに取得し、当該取得した日から1年2か月以内に当該空き家のリフォーム工事を着工する者</p> <p>(2) 補助金の交付の申請をする日の属する年度の末日までに、当該申請に係る空き家への住所の移転を、完了することができる者</p> <p>(3) 空き家が共有となる場合は、2分の1以上の持ち分を有し、かつ、その持ち分が登記されていること</p> <p>(4) 補助金の交付の対象となる経費が他の公的制度による助成等の対象でないこと</p> <p>(5) この補助金を過去に受けていないこと</p> <p>※子育て世帯等とは、次のいずれかの要件に該当する世帯</p> <p>ア 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども及び当該子どもを扶養する者がいる</p> <p>イ 夫婦ともに40歳未満</p>
<p>補助対象費用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自らが居住するために必要なリフォーム工事 <u>(外構工事を除く)</u></li> <li>・令和9年2月19日までに工事を完了する工事</li> </ul>
<p>交付の条件</p>	<p>(1) 地域の自治会の加入に努めること</p> <p>(2) 補助金の交付を受けた翌年度から10年間、自己の居住の目的に住宅を使用すること</p> <p>(3) 佐倉市が実施する同様の補助事業を利用しないこと</p> <p>(4) 佐倉市税を滞納していないこと</p>

<p>申請に必要なもの</p>	<p>① 補助金交付申請書（別記様式3号）          ② 同意書兼確認書（別記様式4号）          ③ 空き家の取得に関する売買契約書の写し          ④ 光熱水費の使用状況等、当該空き家が1年以上使用されていないことを証明する書類          ⑤ リフォーム契約書等の写し及びリフォーム工事の及び内訳（工事明細）がわかる書類（見積書、工事明細書など） ※ 見積書のみは不可          ⑥ 平面図、立面図、配置図等のリフォーム箇所がわかる図面          ⑦ 建築確認済み証又は建築確認台帳の記載事項証明書          ⑧ 続柄が記載された同一の世帯全員の住民票原本          ⑨ 委任を受けた方が申請する場合は委任状  <u>※書類に不備等がある場合は受付できませんので、提出前に必ず確認してから申請してください</u></p>
<p>補助金額</p>	<p>リフォーム工事費の3分の2以内（上限100万円）</p>
<p>募集件数</p>	<p>5件（500万円）</p>
<p>募集期間</p>	<p>令和8年4月17日 ～ 同年12月25日          ※予算額に達した場合は、募集期間内でも締め切らせていただきます。</p>

〔お問い合わせ：住宅課 住生活推進班 ☎ 043-484-6168〕